

令和5年1月4日

お客様各位

北群馬信用金庫

カードローン契約規定の一部改正のお知らせ

平素は、格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫のカードローン契約規定を下記のとおり改定しましたのでお知らせいたします。

なお、改訂後の規定は、改定前からお取引をされているお客様にも適用されますので、あらかじめご了承ください。

1. 対象商品

- (1) きたしん教育カードローン
- (2) きたしんカードローン
- (3) きたしんカードローン「しんきんきゃつする」
- (4) きたしんカードローン「しんきんきゃつする900」
- (5) カードローン「助っと信ちゃん」
- (6) きたしんポケットローンカード「夢之助くん」

2. 改定内容

カードローン契約規定の期限の利益喪失事由から「相続の開始があったとき」を削除

※なお、別の事由（返済遅延等）により、他の期限の利益喪失事由に該当した場合のお取り扱いに変更はございません。

カードローンを相続されたお客様は、ご返済など相続後のお手続きにつきまして、お取引店舗にご相談いただきますようお願い申し上げます。

以上